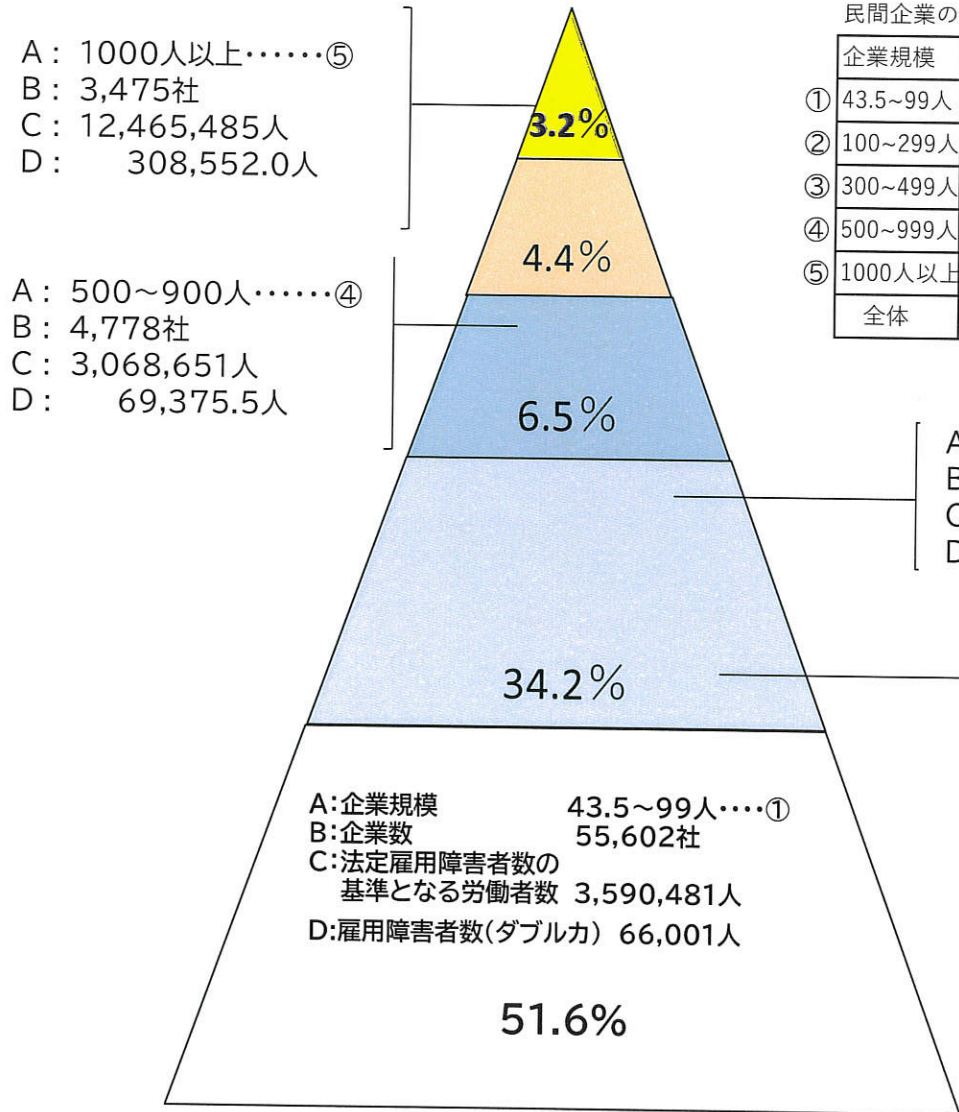


# 障害者の実雇用率、法定雇用率割合についての規模別企業の比較 2022年



民間企業の企業規模別障害者の実雇用率、法定雇用率達成割合 (2022年度6,1調査)

| 企業規模       | 企業数      | 実雇用率  | 実雇用率棒グラフ          | 法定雇用率2.3% | 法定雇用率達成割合 |
|------------|----------|-------|-------------------|-----------|-----------|
| ① 43.5~99人 | 55,602社  | 1.80% |                   | 法定雇用率2.3% | 45.8%     |
| ② 100~299人 | 36,824社  | 2.08% |                   |           | 51.7%     |
| ③ 300~499人 | 7,012社   | 2.11% |                   |           | 43.9%     |
| ④ 500~999人 | 4,778社   | 2.26% |                   |           | 47.2%     |
| ⑤ 1000人以上  | 3,475社   | 2.48% |                   |           | 62.1%     |
| 全体         | 107,691社 | 2.14% | 1.50% 2.00% 2.50% |           | 50.1%     |

# 令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

- 障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要がある。

## 1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。  
ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとする。
- 国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とする。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とする。

## 2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期については、昨年6月にとりまとめられた障害者雇用分科会の意見書も踏まえ、雇用率の引上げの施行と重ならないよう、令和7年4月とする。

